

令和7年4月10日

保護者の皆様

名張市立名張中学校

台風等における生徒の登下校及び授業実施について

みだしのことについては、日頃から充分にご配慮いただいておりますが、台風等の非常時における生徒の安全を確保するため、以下の事項について格別のご配慮・ご指導をお願いします。

1. 始業前に、特別警報、暴風警報または暴風雪警報が、三重県「北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令されている場合

※三重県「北中部」又は「伊賀」に発表されていても、（〇〇を除く）のようなただし書きがある場合があります。名張市が警報発令区域に含まれているかご注意ください。

- (1) 警報の発令中は登校しないで、家で待機する。
- (2) 平日午前11時（3限日課等短縮の日は、午前8時30分）になっても、警報が解除にならない場合は、授業を中止するため登校せず各自家庭学習を行う。
- (3) 巨大台風の襲来により非常災害の危険性が極めて高い場合は、前日に臨時休業を決定する場合もある。

2. 登校時前に解除になった場合

- (1) 午前7時30分までに解除された場合は、平常日課となるため、すみやかに登校する。
- (2) 午前7時30分を過ぎ、午前8時30分までに解除された場合は、解除後約2時間のゆとりを持って授業に入る。この場合は、弁当が必要になりますので、よろしくお願いします。（早く登校した生徒は自習をして待機する。）

午前7時30分を過ぎ、午前8時30分から午前11時までの間に解除された場合は、解除後約2時間のゆとりを持って自宅で昼食を済ませて登校し、授業に入る。

(ア) 自宅等が災害にあったときは、登校しなくてよい。その時には、学校へ連絡すること。

(イ) 交通機関（バス）が不通の場合や通学路や橋などが壊れていたり、山崩れや増水等で、登校することが危険な状況のときは、一旦帰宅し、学校に連絡を入れ、その指示に従う。決して自分勝手な行動はしないこと。

3. 登下校の途中で、特別警報、暴風警報または暴風雪警報が、三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に発令されたり、登下校が危険な状況の場合（風雨が非常に激しくなるとか、道や橋が通れないとか、山崩れや著しい増水の時）について

- (1) 自宅または学校が近いときは、安全に配慮し、すみやかに帰宅または学校の安全な方へ避難する。

- (2) 自宅や学校から離れおり、どちらにも戻ることが危険だと判断した場合、あらかじめ家の人と話し合っけて定めてある場所（近くで安全と考えられる場所）に避難し待機する。
- (ア) 日頃から途中で避難させてもらう所を家の人と話し合っけて定めておく必要がある。
- (イ) できるだけ通学経路を同じくする者が共に行動し、単独行動をしない。
- (ウ) 安全を確認したうえで、そのことを学校又は家へ連絡する。
- (連絡の方法がなければ、無理をしないこと)
- (エ) 避難後は、避難場所にいる大人の人の指示に従って行動する。
- (オ) 危険な状態から脱したと判断された場合、避難先の人と相談して、できるだけ早く帰宅するか登校する。（避難前の行動の続きをする）
- (3) 集中豪雨等で危険な場合も、上記(1)(2)に準じて行動する。

4. 始業後に、特別警報、暴風警報または暴風雪警報が、三重県「北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令された場合

- (1) 暴風警報発表時は、原則として直ちに授業を中止し、すみやかに生徒を下校させる。ただし、台風を中心位置、進行方向、速度等発令時における気象状況、地域の通学路の状況等から判断して、安全に下校させることが困難と認められる生徒については、最も安全な場所に退避させ、保護者と連絡をとる等の適切な措置を講ずる。
- (2) 特別警報発表時は、特別警報が解除され戸外の通行の危険がなくなるまで学校で待機させ、安全確保に努める。

5. その他

- (1) テレビ・ネットの天気予報、気象通報に注意し、気象状況を正しくつかむ。
- (2) 警報の解除（解除の時刻）は、テレビ等による気象通報（最初の通報）による。
- (3) 登校することになった時間によっては、昼食を済ませてから登校する。
- (4) 暴風警報をとまなう熱帯性低気圧・温帯性低気圧等接近時の対応については、台風接近時と同様に判断して対応する。

各家庭でこのような場合の対応や行動について話し合っけておいて下さい。特に、登下校途中の避難先については、確認をお願いします。

名張中学校 ☎ 6 3 - 0 2 4 7